

広島県告示第五百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大下小児科医院	呉市広本町一丁目三番一号	平成三年三月二日
べごとう薬局	呉市東中央二丁目三番一号	平成三年三月二日
三原薬剤師会センター 薬局	三原市宮浦一丁目二〇番二六号	平成三年三月二日
三原薬剤師会センター 薬局日赤前店	三原市東町二丁目八番二号	平成三年三月二日
医療法人社団みのり会 北川病院	府中市元町四三番地一	平成三年三月二日
坪井外科	府中市高木町七五五番地二	平成三年三月二日
こさこ皮ふ科クリニッ ク	三次市十日市東四丁目一番三〇号	平成三年三月二日
三次全快堂薬局	三次市十日市南五丁目九番二四号	平成三年四月三〇日
いまたに歯科	東広島市西条町御菌宇五八九六番地三	平成三年三月九日
本田内科医院	廿日市市地御前三丁目五番五号	平成三年三月二日
小浦眼科	廿日市市宮島口一丁目一四番二八号	平成三年四月一日
すずらん薬局阿品台店	廿日市市阿品台四丁目一七番二七号	平成三年三月二日
満岡医院	豊田郡大崎上島町木江五〇五二番地一	平成三年三月二日